



空き家リノベーション コンテスト 2026



表彰（各部門ごと）

最優秀賞（1作品）

賞金 **100** 万円

優秀賞（2作品）

賞金 **50** 万円

※リノベアイデア部門の
賞金の授与に当たっては、
令和9年3月31日までに
改修工事に着手すること
を条件とします。

空き家活用の事例や アイデアを募集！

空き家改修の事例やアイデア（企画）を募集・表彰する
コンテストを開催します。

第2回目の開催となる本コンテストでは、好事例を表彰し、
表彰された方には、表彰状と副賞として賞金を贈呈します。
多くの皆様のご応募をお待ちしています！



募集期間

2026年7月28日（火） → 11月16日（月）

最終審査・表彰式

2027年1月27日（水） ※詳細は決まり次第、ホームページでお知らせします。

募集部門（2部門）・表彰

ベストプラクティス部門

実際に“実現した”空き家リノベーション事例が対象

リノベアイデア部門

これから“実施したい”空き家のリノベーションの
アイデア（企画）が対象

審査項目

1. 活用目的
2. デザイン性・機能性
3. 周囲とのかかわり
4. 波及性・先導性

▶ 空き家活用に知見を持つ審査委員が評価します。



東京都

応募受付
期間

2026年7月28日(火) → 11月16日(月)

特設ホームページ
応募はこちら

応募資格

応募対象建築物の所有者・賃貸借人、設計者、施工者等

※国及び地方公共団体を除く。



応募要件

2027年1月27日(水)の最終審査・表彰式へ出席できること。
さらに以下の条件を満たすこと。

ベストプラクティス部門

1. 空き家（1棟全体が空き家）を改修したものであること。
2. 都内に所在する空き家であること。
3. 応募に当たって、建築物の所有者の同意を得ていること。共有建築物である場合は、共有者全員の同意を得ていること。
4. 応募物件が改修後において、その当時の建築基準法（昭和25年法律第201号）、その他関係法令に適合した建築物であること。ただし、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受ける建物にあっては、建築物の安全性を高めるための十分な対策を講じていること。
5. 昭和56年6月1日以降に着工した建築物であること。
ただし、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の規定に適合するものはこの限りでない。

リノベアイデア部門

1. 空き家（1棟全体が空き家）を改修するもの（最終審査前に改修工事が完了するものを除く）であること。（原則、活用する空き家が応募申込み時点で使用実態がない空き家であること）
2. 都内に所在する建築物であること。
3. 応募に当たって、空き家の所有者の同意を得ていること。
共有建築物である場合は、共有者全員の同意を得ていること。
4. 改修後において、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関連法令に適合している建築物であること。ただし、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受ける建物にあっては、建築物の安全性を高めるための十分な対策を講じていること。
5. 昭和56年6月1日以降に着工した建築物であること。
ただし、改修後において、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の規定に適合するものはこの限りでない。
6. 改修費の負担者が明確であり、改修後の運営体制が検討されている等、リノベーションが実現する蓋然性が高いものであること。

※詳細は募集要項をご確認ください。

コンテストスケジュール（予定）

- 2026年11月16日(月) 募集締切
- 2026年12月16日(水) 一次審査 ▶ 審査委員会による書類審査を実施し、最終審査出場者を選定。
必要に応じて追加ヒアリングや現地確認を行う場合があります。
- 2027年1月27日(水) 最終審査・表彰式 ▶ 表彰式 公開プレゼンテーションと質疑応答により受賞作品を決定。
同日に公開表彰式を実施。

問い合わせ先

東京都住宅政策本部民間住宅部計画課空き家施策推進担当

TEL：03-5320-7489 メール：S1090501@section.metro.tokyo.jp

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

登録番号(8)23